

皆様ご存知ですか？ストーカー規正法 1/2

～あなたとあなたの大切な人を守る法律ができました～

ストーカー規制法とは??

平成12年5月18日に「ストーカー行為等の規制等に関する法律（ストーカー規制法）」が成立し、11月24日から施行されます。この法律はストーカー行為等を処罰するなど必要な規制を行うことと、被害者に対する援助等を定めており、あなたの身体、自由、名誉、生活の安全と平穩をストーカー行為の被害から守るためのものです。

この法律による規制の対象となるのは

この法律による規制の対象となるのは、「つきまとい等」「ストーカー行為」の二つです。

この法律では、特定の者に対する恋愛感情などの好意感情又はそれが満たされなかったことに対する怨恨の感情を充足する目的で、その特定の者又はその家族等に対して行う以下の8つの行為を「つきまとい等」と規定し、規制しています。

(1) 「つきまとい等」

- ①つきまとい、待ち伏せし、進路に立ちふさがり、住居、勤務先、学校その他その通常所在する場所（以下「住居等」という。）の付近において見張りをし、又は住居などに押し掛けること。
- ②その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
- ③面会、交際その他の義務がないことを行うことを要求すること。
- ④著しく粗野又は乱暴な言動をすること。
- ⑤電話をかけて何も告げず、又は拒まれたにもかかわらず、連続して、電話をかけ若しくはファクシミリ装置を用いて送信すること。
- ⑥汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。
- ⑦その名誉を害する事項を告げ、又はその知りうる状態に置くこと。
- ⑧その性的羞恥心を害する事項を告げ若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する文書、図画その他の物を送付し若しくはその知り得る状態に置くこと。

(2) 「ストーカー行為」

またこの法律は、同一の者に対し上記の「つきまとい等」を繰り返して行うことを「ストーカー行為」と規定して、罰則を設けています。

皆様ご存知ですか？ストーカー規正法 2/2

ストーカー規制法が適応されると

つきまとい等をされたら、すぐにあなたの自宅の最寄りの警察署・警察本部にご相談ください。あなたの申出に応じて、「つきまとい等」を繰り返してはならないことを警察本部長等が警告することができます。

さらに、警告に従わない場合には、都道府県公安委員会が**禁止命令**を行うことができます。禁止命令に違反して「ストーカー行為」をすると、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金が課されます。

また、あなたが「ストーカー行為」の被害に遭っている場合には、警告を申し出る以外に、あなたが相手を告訴して、警察に検挙を求めることができます（告訴しなければ検挙することはできません）。「ストーカー行為」の罰則は、6か月以下の懲役又は50万円以下の罰金です。

これらの他にも警察は、あなたからの申出により、被害を防止するための措置を教示するなどの援助をすることとなります

現在の警察の対応

警察では昨年12月に、「女性・子どもを守る施策実施要綱」を定め、ストーカー事案等に対して積極的に取り組むこととしています。ストーカー規制法施行前でも、刑罰法令に抵触する事案については、あなたの意思を踏まえて適切に検挙措置を講じています。また、刑罰法令に抵触しない事案についても、あなたの自宅の最寄りの警察署で、相手への対応方法、防犯機器、緊急時の警察への連絡方法などのアドバイスや、相手方から事情を聴取、必要な場合には指導・警告を実施するなど積極的に対応しています。

被害に遭っている方へ

ストーカーの卑劣な行為の被害に遭っている方はあなただけではありません。多くの人が、警察に相談することで問題を解決しています。

被害がより深刻になる前に自宅の最寄りの警察署・警察本部にご相談ください。

困ったときの総合相談番号（京都府警） 075-414-0110

●電話受付時間 平日午前9時から午後5時まで

U03.●●